

審査委員長 米山高生

今回の懸賞論文は 35 編の応募でした。昨年より数編多く寄せられました。日本の大学では、昨年度は COVID-19 の影響が大きかったですが、今年度は多くの大学で対面主体となっており、キャンパスに学生が戻っております。まだ COVID-19 への警戒を緩めるわけにはいきませんが、これからはワクチンのみならず治療薬も開発されるようですので、徐々に正常に戻っていくものと期待しています。それにともない、留学生の皆様の学習・研究環境も通常の状態に戻っていくことでしょう。

応募者の出身地域は、昨年同様に、東アジア・東南アジアが中心ですが、その他の地域からも投稿があり、国別では 24 カ国と過去最高となりました。また努力賞を含む入賞者もこれまで以上に分散しています。英語論文の投稿を認めて以来、日本語論文の応募はほとんどありませんでしたが、昨年久しぶりに日本語論文の応募があり、今年もありました。またそのうち 1 編は、入賞を果たしました。英語にせよ、日本語にせよ、その語学上の巧拙も審査対象ですが、審査委員会としては内容重視を重視するということを基本として選考しています。

審査過程の概要は次の通りです。第 1 次審査で約 20 編に絞り込み、第 2 次審査では絞り込まれた論文すべてについて選考委員が細かく得点付けをおこないました。そして最終的に順位づけは、最終審査委員会を対面で開催し、慎重に審議した結果、行いました。このプロセスとは独立して、事務局によって専用ソフトを活用して、すべての論文について、盗用や剽窃のチェックが行われました。剽窃とまではいえませんが、やや疑わしいという結果が出たものもありました。選考においては、その結果を参考にいたしました。今後論文の応募を用意される方へのアドバイスとして、昨年も指摘致しましたが、検索したウェブ上の資料について、安易にコピー&ペーストしないということをお伝えしておきます。

最終審査の結果、一等賞にフィリピンの Fritzie Rodriguez (Ms.) さんの 'Life Insurance Same-Sex Couples, and Gender Equality: Lessons from the Philippines' が選考されました。論旨は、同性夫婦の保険加入を保険会社が受け入れることが、ジェンダー差別の改善となるというものです。フィリピンの事例が紹介されていますが、その解釈においては、弁護士でもある大学教授の意見を根拠としています。筆者独自の事例分析があるとさらによいという意見もありましたが、筆者の問題意識の高さと英語力を含めたエッセイとしての質の高さが評価されました。

「フィリピンからの教訓」に対して、日本での対応はどうなっているのかについて調べてみますと、少なくとも第一生命保険株式会社については、LGBT であるということだけを理由に契約を拒絶することはしないという方針を採用しています。他の生保会社について

は個別に確認することができませんでしたが、おおむね第一生命保険株式会社と同様の方針ではないかと思います。とはいえ、生命保険契約において LGBT をめぐる差別を助長する対応が行われていないかということへの配慮は、日本の生命保険会社にとっても重要な課題であると思われます。

慎重な審査の結果、二等賞は、ガーナの Cosmos Amoah (Mr.)さんの ‘Predicting Life Insurance: Evidence from Japan and Ghana’ に決まりました。この論文は、家計において生命保険への支出が決定される要因を分析するものです。計量分析の手法をつかって日本とガーナの比較をおこなっています。結果は有意であるものの、統計的にモデルが安定していないとか、モデルを決定する際に交絡因子について吟味する必要があるなどの指摘もありましたが、しっかりした実証分析論文であることが認められました。

続く三等賞には、フィリピンの Gay Margarett Gange(Ms.)さんの ‘Insurance Expenditure During Covid-19 Pandemic: The Case of Filipino Households’ と中国の魯曉寒 (Ms.)さんの「生命保険法制におけるモラル・リスク防止策に関する研究－未成年者を被保険者とする死亡保険を中心に－」の2編が選出されました。前者は、差の差分法(difference-in-difference method)により、コロナに対する家計の保険支出への影響を分析した論文です。分析からは、有意な差は見いだせなかったということであり、必ずしも論文の課題が果たされたものとはいえないが、堅実な実証分析に好感が持てるという意見もあり、三等賞に値するものとされました。後者の論文は、日本の保険法は、中国保険法と異なり、未成年者を被保険者とする死亡保険に関して、特段のリスク防止規定を置いていないことを指摘した上で、中国保険法の規定は厳格すぎるきらいがあり、日本のように業法および生保業界の自主規制に任せた方がよいと結論づけるものです。本格的な法学論文とはいえないが、中国と日本の保険法を良く調べており、比較法的な観点から何かを得ようとする姿勢について評価され、三等賞に値するものとされました。

惜しくも上位入賞を逃しましたが、今回は次の7編の論文が努力賞となりました。

Abid Aziz(Mr.)さん (バングラデシュ) 「The Endless Potential of Life Insurance in Bangladesh: What the country can do to expand and elevate the Life insurance sector through adapting useful strategies」

Gangaram Bhattarai(Mr.)さん(ネパール) 「Relation between Insurance and Growth: Evidence from Nepal」

Karma Thinley Wangchug(Mr.)さん(ブータン) 「Educational attainment and the demand for life insurance: a case of Bhutan」

Nguyen Van Anh(Ms.)さん(ベトナム) 「Implementation of Life Insurance in Improving the Living Standards of Ethnic Minorities in Vietnam by Working towards the Achievement of Sustainable Development Goals (SDGs)」

Puntsag Davgadorj(Mr.)さん(モンゴル) 「Life insurance development of Mongolia and some recommendations to improve it」

Rovshan Namazov(Mr.)さん(アゼルバイジャン) 「Health and life insurance system of Azerbaijan: The impact of implementation challenges on Society」

Savchyn Roman(Mr.)さん(ウクライナ) 「Life Insurance in Ukraine before and during the War」

上位入賞論文と努力賞論文の間に決定的な差はありません。あるとすれば、論文としての仕上がりの良さ、引用の的確性、論理的な展開、必要十分な参考文献の提示などでしょう。われわれ選考委員は、さらに論文の背景にある問題意識の高さや健全さも重要視しています。その意味で、今年度は、問題意識、課題設定などが不十分なまま、単にテクニカルな分析をただけに見える論文が散見されました。実証分析においては、問題意識と課題を明確にした上で、モデルの検討と結果の吟味が必要でしょう。

応募してくれた留学生の皆様には、これを機会に生命保険をより深く理解いただき、国に戻られてから、どんなかたちでも結構ですから、生命保険を皆様の母国のために役立てていただけるように期待しています。

末筆となりますが、応募してくれたすべての留学生と彼らを支えてくれている大学の教職員の皆様に感謝申し上げるとともに、この制度を支えてくれている FALIA の皆様にも感謝し、講評の結びとさせていただきます。